

平成26年度 第1回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

平成26年10月9日（木）

愛知県障害者自立支援協議会

## 平成26年度 第1回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

### 1 日 時

平成26年10月9日（木） 午後2時から午後4時25分まで

### 2 場 所

愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

### 3 出席者

伊藤整一 委員、梅村仁志 委員、加藤香 委員、長谷川友慎 委員代理（木村剛 委員）、小島一郎 委員、鈴木孝光 委員、瀬尾國治 委員、高橋脩 委員、高柳進一 委員、手嶋雅史 委員、廣田祥久 委員、松下直弘 委員、三浦美智子 委員、三宅和人 委員、川本信弘 委員代理（吉田克年 委員） 15名

（事務局）

障害福祉課長ほか

（傍聴者）

2名

### 4 開 会

<障害福祉課長あいさつ>

<委員紹介>

<資料確認>

### 3 会長選任

豊田市こども発達センター 高橋委員を会長に選任

### 4 会長あいさつ

皆様、改めましてこんにちは。ただいま会長に御指名いただきました高橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中を今年度第1回になりますけども、愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただきありがとうございます。本日は10月1日の委員改選後初めての協議会であります。

委員の皆様方におかれましては、この協議会が愛知県における障害のある方々の相談支援体制等をより良くしていくために協議を行う場であるという趣旨を御理解いただいたうえで、遠慮なく御意見を仰っていただいて、会議が充実したものとなりま

すよう、お願いいたします。

本日の会議の内容は、皆様、お手元の次第にありますように、議題が2件、報告事項が4件となっております。委員の皆様方の御協力をいただき、スムーズに会議を進めていけたらと考えておりますので、よろしく申し上げます。

## 5 議 事

### 議題（1）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について

#### ア 地域生活移行推進部会の活動状況について

##### 資料1 地域生活移行推進部会活動中間報告について

〔地域生活移行推進部会長説明〕

#### 三宅委員

それでは地域生活移行推進部会より御報告をさせていただきます。部会長の三宅と申します。

今年度の地域生活移行推進部会は、グループホームの整備促進支援制度について協議をしてきました。第1回を4月30日、第2回を7月11日、第3回を9月3日に開催しました。今年度は支援制度をどう実施するかということでもかなり具体的な意見が交わされました。

では、資料に基づいて説明させていただきます。お手元の資料の1をご覧ください。

まず資料1の1、グループホーム開設運営説明会について。当初は50名程度の定員の会を予定しておりましたが、尾張部も三河部も午前・午後の2回開催に至りました。尾張部、189名。三河部、81名の参加で、新規開設の事業所が270名中、158名あったというのは、とても大きな意味があるのではないかと考えております。

また、いただいたアンケートの結果では、ほとんどの参加者が「とても参考になった」あるいは「参考になった」という回答をし、満足のいく結果を得られたと思えます。

今後については、グループホームの見学会を予定しておりますが、2の、グループホーム見学会について御説明をいたします。支援コーディネーターの多大なご支援により、14回96名の参加が見込まれる見学会になりました。本日までに6か所が終了しております。

また、次に予定しているビデオの上映会では、83名の参加予定になっております。グループホームは生活の場ですので、大勢の見学者がいらっしゃると御迷惑がかかるために、生活の様子はビデオでイメージを持っていただくことになりました。

次に支援コーディネーターの派遣状況についてですが、御覧のとおり、4件であるため、地域アドバイザーの皆さんの御協力を得ながら、今後も推進できればと思っております。

おります。

かねてから課題でありましたグループホーム整備促進制度についてですが、図のように記載してありますが、平成25年度のプランから始まるPDCAのサイクルで考えています。チェックの欄を御覧ください。数値目標を設定することがとても難しいのですが、グループホームの整備状況の項目では、様々なカテゴリで数値の変化を見ていきます。

また、既設のグループホームの質の確保についてはコーディネーターに評価項目の検討をお願いしているところです。

今後のグループホーム整備に自立支援協議会での協議は欠かせないため、地域アドバイザー、支援コーディネーターの関与度についてもチェックが必要だと思っております。

グループホームの普及啓発について、最後にはなりますが、数値目標の設定が難しい中、参加者数、あるいは満足度、または新規立ち上げ者に対する聞き取りによる支援制度の効果を計る方法を精査していきたいと思っております。

今年度もこれからグループホームの見学会が進んでいきますが、グループホームの整備に何らかの支援ができればと思っております。

以上で今年度の活動について御説明を終わらせていただきます。

## 高橋会長

ありがとうございました。今年度から本格的に整備促進支援制度が動き出したわけですが、それについての現状の報告と計画について、説明をしていただきました。

この件について御質問、御意見はありませんでしょうか。

## 松下委員

豊橋の岩崎学園の松下です。愛知県知的障害者福祉協会の立場で出席させていただいております。

二点、確認と質問になりますけれども、支援コーディネーターはたいへん重要な役割なのだと思いますが、現状派遣される方のお名前は3名なのだと思いますけれども、現在、コーディネーターとして依頼をしている方はこの3名でしょうかということ、その後増えていく予定があるのかということ。

もう一点が、2枚目の資料の中で、支援コーディネーターによる評価項目の検討ということの記載がありますけれども、これは例えば、第三者評価の項目に反映をしていくのか、あるいはサービスの自己評価のチェック項目として、愛知県としてより質の高いものを目指すために何かしら反映をしていく、施策の目標というようなところまで議論をされているのかという、この二点です。

## 高橋会長

最初のほうは事務局のほうから、後のほうは事務局と部会長からお願いできますか。

## 立花課長補佐

最初の御質問でございますが、支援コーディネーターの方、いま現在9名の方をお願いしております。ただ、将来的には11障害保健福祉圏域に1名ずつくらいは配置をしていきたいと考えております。

## 三宅委員

質の確保についても、支援コーディネーターの方からもとても重要だという御指摘を受けながら評価項目に挙げたいといった経緯はあります。

現在のところ、どこまで深めようかというところまでは時間がかけられていなくて、詳細までは詰めていない状況なので、今後はもう少し詳細を詰めてから御報告ができればと思っております。

## 高橋会長

事務局の方から何かこの件について、今まではこのようなPDCAサイクルに則った評価というのはなかったわけですが、初めてこのように出てきて、私としては良かったなあと思っておりますが。

## 立花課長補佐

今年、初年度と言うことで、手探りの状態で始めているところがございますが、ただそうはいってもグループホームの整備というのは喫緊の課題というところで、グループホームを立ち上げたいという方の後押しをしていくというところでこの制度を立ち上げたからには、しっかりと根付かせてしっかりとした支援体制を構築していきたいと考えております。

そのためには、やはり事業評価というのは、継続させていくためには大切なところでして、昨年度末の協議会の中でも委員の方から御発言いただいております、数だけ追うのではなくて、中期的な視点で評価項目を考えなければならないという御意見もありました。そういったところから、既設グループホームの質の確保というところも評価項目に入れさせていただきまして、障害のある方の居住の場というのはたいへん大切なものなので、きちんとした運営がなされていくことも支援コーディネーターの方で見ていかなければならないだろうということで入れさせていただいております。

ただ、先ほどもお話ししましたが、立ち上げて一年目ということで、評価項目の妥当性、あるいは目標項目・目標数値、そういったものをどこに置くのかというのも部会

の中でいろいろと話をしていただきまして、まずはやれるところからやりましょうというところで、今後、三宅部会長も仰っておりましたけれども、これから詳細についてきちんとして、評価項目なり目標設定なりをしていければなあというふうに考えております。

## 高橋会長

進捗管理と事業を発展させるために、こういう形できちんと評価をしていきたいということですので、よろしく願いいたします。

他にありませんでしょうか。どうぞ。

## 梅村委員

愛知県精神保健福祉士協会の梅村と申します。本当にグループホームの説明会・見学会、これだけ多くの機関の方が参加していただいて、このグループホームを増やそうという形は非常に良かったなあというふうに思っております。今後も続けていっていただけたらと思います。

ただ、精神障害者の長期入院の方が地域移行を目指してやっていかれるということなんですけども、データによりますと、だいたい退院者の4%くらいの方がグループホームへ入所なされるというデータが出ています。

そうすると今から3年間で、精神障害者だけで2,000名のグループホームへ地域移行される方が出てくると思うんですね。2,000名全員がグループホームへ地域移行するのは現実的に難しいと思うんですけども、データから見ると2,000名は必要になってくるというような状況があります。

それができないと、今、長期入院者の地域移行で、病棟を施設化してそこを地域の住居の場にしようという検討がなされているんですね。機能的にはそれはおかしいんですけども、現実、グループホームの必要な人が2,000名ぐらいいるとなると、愛知県でそれだけの数がないと、そういう人たちはどこへいくのと言ったらやっぱり医療機関が作った転換型の施設へ地域移行するという結果に繋がってしまう。現実、やむを得ないんだけど、基本的にはやっぱりそれはちょっとまずいのではないかという思いをずっと持っているんですね。

だから、グループホームを整備することによって、病棟が施設になるような地域移行が防げるんじゃないかなというふうな思いを持って、これを進めて行ければなあというふうに思っています。

本当に、こういう説明会や見学会から、地域の人たちが地域に戻れるようなグループホームができるとありがたいと思っております。

もう一つ提案なんですけれども、勝手な提案なんですけれども、今、国の方で空き家対策を今年から始めようというふうにしていて、各市町村での空き家対策をどうし

ようかと検討されています。空き家対策は何課がやるか、というのは分かりませんが、そこと連携して、情報を障害福祉課の方が持っていただける、空き家があるという、こういうところをグループホームとして整備できないかという、そういう連携ができていくと、もう少し既存の住宅を利用したグループホームという形ができていくのではと、これは単なる提案ですけども、もしできたらそういうことも検討していただければと思います。

### 高橋会長

その件の現状について、事務局のほうからも関連した検討をいただければと思いますし、部会長のお考えもお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

### 三宅委員

空き家対策の一つとして県営住宅の空き状況をタイムリーに公開できないだろうかというような御提案をして、まだそこまでは踏み込めていないんですけども、一歩近づくようなかたちで、県の方にお問い合わせいただくと、何か分かるというところまでは関係機関の方で御協議いただいたところです。

今、御提案のあった空き家に関しては部会での議論ではないんですけど、現実のところ、私どもの地方ですと、空き家があるんだからグループホームにしてくれないかだとか、あるいは、かつてアパートだったけれども活用できないかだとか、そんなお話が今年度はよく出始めているので、きっと今後についても、たくさん出てくるのではないかと考えているので、御提案いただいたような形で、できればいいなど、感想になりますけれども、いいなと思いました。

### 八木課長補佐

障害福祉課の事業所・地域生活支援グループの八木と申します。よろしく申し上げます。

今、梅村委員が仰ったように空き家対策ということで、詳細は申し訳ありません、掘めてはいないんですが、おそらくこれは国交省が空き家対策は空き家対策としての問題ということで取り組むということで承知はしておりますが、現在でも、空き家というよりも、資料がなく正式名称ではないかもしれませんが、居住サポートの関係で、福祉分野と国交省と連携をとって、なるべく障害の方だけではなくて、例えば高齢者の方とか、母子家庭の方とか、そういった方達に入りやすくするためのサポートの制度がありまして、その連絡会議もあります。

そういうところに私どもはメンバーとして参加したりして、情報の共有はしておりますので、たぶんこの空き家対策をしっかりと取り組むというふうに国交省がなってくると、おそらく私どもも参加させていただいて情報交換をすることになると思いま

すので、積極的に情報の取り込みをして、障害者のグループホームに活用できないかということは働きかけをして参りたいと思っております。

先ほど、三宅部会長もお話を少しされたんですけれども、今年度から愛知県は既存の戸建て住宅をグループホームに活用しやすくするように建築基準法の関係の規制緩和に取り組みまして、そういう関係からも建築の担当の部局とは連携を日々しておりますので、これらも、空き家対策の話もありましたら積極的に働きかけをして参りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### 鈴木委員

岡崎のぴあはうすの鈴木といいます。ちょっといろいろな分野があって自立生活センターと言っています。

「地域移行」イコール「グループホーム」ではないだろうという気持ちもあって、グループホームから出られる方を出すような支援の方法とか、考えをプログラムの中に入れていっていただかないと、いくら作っても追いつかないという状態になる可能性もあるなあという心配があるんですね。

小さな施設を地域にいっぱい作っても、施設は施設で、という考え方があると、大変こういふことを言うと申し訳ないんですが、出るためのグループホームという考え方を定着させていかないと、いつまで経っても集団生活の中でしか障害者が生活できないのかという形で、地域移行というのは、ちょっと間違った方向にいつてしまうのかなという気がする。

その辺だけ考えておいていただけると、非常に嬉しいなということを思いましたので、一言だけ言わせていただきました。

#### 高橋会長

それは、グループホームを否定するということですか。

#### 鈴木委員

ではないです。

#### 高橋会長

もう少し多様な生活を地域の中で、というお考えですか。

#### 鈴木委員

ええ、つまりサイクルができるといいなあと思っております。施設からグループホーム、グループホームから地域へという順番でどんどん回していただけると、障害を持った方の地域生活の実現が早まるのではないかと、そういう視野を持ったグルー

プホーム。

親御さんたちとか、皆さんは、どうしても、終の棲家、グループホームで一生を過ごすみたいな形になっていくんですが、でもやはり本人達は普通の、一般の、さっき言われたあんしん賃貸支援事業だと思うんですが、その地域の不動産屋さんを巻き込んで、そういうところへ入っていけるようなルートみたいなものをだんだんと作っていけるような形が出来たらいいと、僕たちの視点からいうと、そういう発想になっていってしまうんですね。

その辺のことも皆さん方にちょっと考えていただけると嬉しいなあということを思っています。

### 高橋会長

前は、グループホームは集合生活をするという前提でしたけど。

サテライト型、その辺の説明をしていただけると。事務局からでも、部会長からでもいいんですけど。

### 八木課長補佐

鈴木委員の仰るとおりでして、本来は集団生活よりもお一人で地域に溶け込んで住んでいただく方向に向かうのが一番の理想だと私も個人的に思っております。

ただ、いったんの前段階として、何十人という集団のところから、まず、地域に密着した少人数のグループホームにいったん慣れていただく場をまず作って、その上で、これは国のほうも当然みなさん方の声はよく承知しております、今年からサテライト型のグループホームというものも可能となったんですね。

それは、一つの主となるグループホームからだいたい20分くらいで通えるところに、一人住まいがやっぱりしたいのだけれども、いきなり一人住まいはちょっと不安なのでというところで、住み慣れたグループホームからいったん一人住まいのアパートに住んでいただいて、ただ、グループホームの利用者という位置づけで、世話人さんも1日に1回とか2回とか、のぞきに行って支援をしたり、たまにはグループホームに利用者さんが来たりなど、少しずつソフトランディング的に移っていただくという制度ができていますね。

3年くらいでだいたいお一人で住めるような方に対する制度ですが、そんなにたくさんはまだサテライト型のところがないんですけども、今後、周知はしておりますので、少しずつ増えてくると思います。そういうところも活用できる幅が広がったということになりますので、県としても周知していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### 三宅委員

今の御質問のことで、グループホームを進めたのは、一つの受け皿であるグループホームが愛知県はとても整備が進んでいないので、県を挙げて整備を進めましょうと。

住まいの場、ゴールは、別に一人住まいでも良いし、グループホームでも良いし、その人がどういう生活をしたいかという選択になるので、我々がゴールを決めるものではないと思いますので、単に受け皿を用意できればいいんじゃないかと思っております。

#### 廣田委員

愛知県家族会連合会、精神の当事者の代表、廣田です。よろしく申し上げます。

今のサテライト型の件なんですけれども、非常に良い制度だと僕は思っているんですけども、やはりサテライト型になった場合、特に精神の場合は一人で暮らすというふうになってくるので、365日24時間、精神の医療体制が必要になってくるんじゃないかなと思っております。

なので、是非ともグループホームを作るだけではなくて、地域で暮らせるための医療とグループホーム、福祉の連携というものを是非考えていただきたいなと思っております。

#### 渡辺室長補佐

こころの健康推進室精神保健グループ渡辺です。

先ほどの廣田委員の御意見、大変有意義な意見だったと思います。

確かに精神障害者の方の地域移行を考えるうえで、どうしても医療は切っても切り離せないということがございますので、その人に応じた医療の提供というのが求められるところでございます。

具体的には、例えば、訪問診療や、訪問看護が必要なのかなと思っております。

いずれにしても、なかなかこちらの方で一方的に助成したり、支援して行くということは難しいところもあるのですが、今後、いろんな場を通じて考えていきたいと思っております。

#### 高橋会長

愛知県はアウトリーチ型の精神科医療と申しますか、訪問型医療が非常に弱いんですね。ですから、そういったところもまた頑張っていただければなあと思います。

これは障害者施策審議会のほうでも、精神障害者の方の地域移行の問題も検討させていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

時間も過ぎてきましたので、もう一人だけ、どなたか。

#### 三浦委員

愛知県育成会の三浦と申します。

当事者団体として7月28日に、開設研修会として支援コーディネーターの人を派遣していただきました。当初50名くらいの予定だったんですが、希望者が非常に多く100名を超えた参加がありました。

立ち上げのそういった話もありますが、ホームで、こうした本人が身につけておく暮らしやすいという話もありまして、会員からは、大変参考になったという評価がありましたので報告をさせていただきます。

## 高橋会長

報告ということで良いですね。

## 高柳委員

精神障害者家族会連合会の高柳と申します。

地域移行・地域定着ということですが、県の自立支援協議会の議論の中で、どうことが議論されたかということは、各市町の方にも反映されている面もあると思います。

また、反映ではないけれども、県で議論したようなことが、参考事項には当然なっていくわけですし、地域移行ということがグループホームだけ取り上げられているような印象に文書ですとなってしまう。皆さんからいろいろ、今、会長さんからもアウトリーチの問題も出ましたけれども、私たちは医療と福祉、サービスを受けていない当事者がたくさんいるものですから、知的のほうもたぶんそうだと思いますが、身体もそうかもしれないけれども、新しく適用になった発達障害や難病の方など、歴史的に新しい段階で加わってきたものはいろいろな面で問題をそのまま抱えていますので、是非、その点は配慮していただきたい。

今のグループホームの件でも、きめの細かい、例えば、福祉施設からの移行と病院からの移行は違う面もあって、いま廣田委員が言われたように、365日24時間の医療があればグループホームも利用者としては作りやすいということも当然あるわけですし、いろんな問題があるということで、グループホームだけではなくて、いくつかの問題を立てて、全体的に見えるようなそういう視点が私は要するというふうに思います。

## 高橋会長

今の御提案のことについて、自立支援協議会と障害者施策審議会の中で、どうふうに取り扱うのかということについて、事務局のほうから少し仰っていただければと思います。

## 加藤主任主査

障害福祉課企画調整グループの加藤と申します。よろしくお願いいたします。

次の議題に繋がって参りますが、第4期の障害福祉計画の策定に向けて、愛知県及び各市町村で策定に向けた動きを進めている中で、精神科病院からの移行、福祉施設からの移行というものも、今後、そういった目標も踏まえまして、施策を推進していく必要がある中で、そういった精神における医療、あるいは保健所でコーディネーターとなった、そういった地域移行に向けての今後の踏まえ方について、施策審議会及び自立支援協議会、施策審議会の下に設けておりますワーキンググループで議論して進めて参りたいと思います。

皆様方からいただいた御意見も踏まえて、今後、施策を推進して取り組んで参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

## 高橋会長

今日配布された資料の、愛知県障害者自立支援協議会設置要綱を皆さん御覧ください。

協議事項のところの第7項、本協議会で協議した事項のうち、県の施策として検討すべき事項を愛知県障害者施策審議会に提言するというふうになっています。ですから、今日、議論がなされたことについては、施策審議会に報告されます。この中で、そういうふうな御意見が出たということについては、私のほうからもお話をさせていただいて、検討させていただこうと考えておりますので、よろしいでしょうか。

まだ御意見がおありかと思いますが、次に移らさせていただきます。

様々な御意見をいただきました。ただいまいただいた御意見を是非踏まえて、進捗管理の工程に沿って、重要な事項を検討していただきたい。部会についても、是非この進捗管理をきちんとしていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

## 議題（1）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について

### イ 人材育成部会の活動状況について

#### 資料2 人材育成部会活動中間報告について

## 高橋会長

それでは引き続き、人材育成部会に移りたいと思います。新たに部会長に就任されました、小島部会長、簡単に自己紹介も含めて、よろしくお願い致します。

〔人材育成部会長説明〕

### 小島部会長

名古屋市名東区障害者基幹相談支援センターの小島と申します。

前任の鈴木部会長が厚生労働省のほうに赴かれまして、今年度6月の1回目の部会から人材育成部会の部会長を仰せつかっております。非常に立派な前任者だったものですから、恐縮しながらやっております。今日の協議会も初めて出席させていただきますけれども、よろしくお願ひします。

人材育成部会ですけれども、今年度2回行っております。1度目が6月です。資料2になりますけれども、四点の議題で行っております。

特に2つ目の従事者研修及びサービス管理責任者研修ということについて、年度の始めということで、今年度の受講体制の確認ということをしております。

併せて意見交換ということになりますけれども、一つはセルフプランについての議論がありまして、もともと制度的に当然セルフプランというものは認められているものなんですけれども、いろいろ市町の状況を反映しているといひますか、どうしても相談支援体制の不備から、セルフプランの割合が高くなっているような状況があります。今年度、サービス等利用計画の経過措置の最終年度ということもありまして、今後の課題ということになるかもしれませんけれども、適正な計画の考え方ということで、なにかチェックをしていくような仕組が市町で必要なのではないかとこの御意見をいただいております。

また、子ども関係についても、セルフプランですけれども、親御さんが書かれるプランも否定されるものではないんですけれども、どうしてもお子さん自身の成長ですとか、発達ということが一番大事になってきますので、あまり御家族の意向に偏ったプランというのもどうなのかという意見もいただいております。

資料の一番下になりますけれども、強度行動障害支援者養成研修について、今年度から国の研修のほうに、昨年度も県の職員の方が参加されておりますけれども、改めて今年度から実際に支援に携わっている方が派遣されております。愛知県内の研修に携わっていくという体制作りということを目指しまして研修参加するということで、人材育成部会のほうで、その参加者の推薦を検討しております。研修自体が目的ではなくて、持ち帰って県内で発達障害の障害特性の理解を進めていくということが目的になりますので、そこを踏まえまして、県内の圏域・地域のバランスを考えた推薦を行っております。

続いて、2回目のほうになりますが、9月25日ということのでつい最近ですけれども実施しております。

これも二点の議題で行いました。一点が今申し上げました強度行動障害の研修について派遣状況と、研修が終わったあとの報告会を実施していただいておりますのでその報告、今後、実際に愛知県の中でどのように進めていくかということについて、意

見交換をしております。

当面ということで言いますと、せっかく3名の方に研修を受けてきていただいておりますので、今後続いていきますサービス管理責任者研修の合同講義の中で、限られた時間にはなるんですけれども盛り込みたいということと、同じ強度行動障害の研修を県社協の主催で行うということで、そちらの研修に協力していただくということが今年度の動きということになります。

今後については、行動援護の研修がやはり発達障害の方のことも関係した研修ということで行われておまして、国のほうも統合するというような流れが示されているんですけれども、なかなか、いつからということが出ていない中で、その辺り県としても国の動向注視しながら、今後の研修のあり方を考えていきたいということです。

ただ、動向を注視してということで、いつまでも注視しているということもよろしくはないと思っていますんですけれども、関係の方にお聞きした話で恐縮なんですけど、11月4日に国で主管課長会議が開かれるということで、その中でなんらかの、従来よりは一つ踏み込んだものが示されるのではないかとという情報もあります。その辺りを注視して、また検討していきたいというところです。

もう一つ、サービス管理責任者研修についてなんですけれども、こちらも年々受講希望者が増加しているのと、特に児童分野・就労分野の受講希望が増えていると聞いております。

ただ、サービス管理責任者研修の枠組み自体はあまり変えてきていないということで、実際にニーズに対して対応できていないということが以前からいろんなところで意見をいただいていたところかと思っておりますけれども、二点について、来年度から改善を考えていきたいということです。

一点がまず、研修の申込期間の延長と言うことで、長くすることで、サービス管理責任者のことと言いますと報酬にも関係するということで、皆さん、申込み期間が短いことで駆け込みではないですが、とりあえず申し込んでおこうという流れがあるように聞いているんですが、長めに設定することで真に必要な方に受講していただきたいという主催側の意図が少しでも浸透するのではないかとということが一点。

もう一点が、今の報酬にも関係しますが、減算防止ということで、分野によって修了する期間が2か月ほど幅があったということを聞いております。そこをなんとかコンパクトにして、受講する側、事業者のほうに配慮をするということと、どうしても研修が合同で始まったところから、分野別に期間の幅ができますと、細かい話、課題を忘れるだとか、内容を忘れるということで、研修の中味にも影響すると聞いております。

その改善ということで、なるべくコンパクトに、具体的には、なるべく年を跨がないようなスケジュールで実施できるようにという案をいただいております。

当然そうするとメリットばかりではなく、事務局としていろいろ尽力いただく県の

職員の負担ですとか、人手の問題ですとか、コンパクトになるということは同じような時期に重なって研修をするということになりますので、それなりの規模の会場が確保できるのかという課題も生じますが、名古屋市との共同で職員も助けるような形にさせていただいたり、会場も名古屋市のほうからいろいろ工夫をして用意させていただいたりすることで、なんとか現実的なものにしていきたいということです。

当然、スケジュールですとか枠組みは基本なんですけれども、一方で、私も相談支援のほうで講師として関わっているのも思うのですが、スケジュールに合わせて講師の調整ということも起こってくると思いますので、細かいところは今後、また、講師との調整が必要になっていくと思いますけれども、改善を図ることで、受講者のニーズに合わせた形にしていきたいということです。

最後、研修の予算ですとか、修了者については、御覧のような数字となっております。

報告としては以上です。

## 高橋会長

ありがとうございました。

この件につきまして御質問、御意見ありませんでしょうか。

## 梅村委員

本当に人材育成は大変ですから、ありがとうございます。

ただ、サービス管理責任者がなかなか見つからないという声をよく聞くんですね。サービス管理責任者が退職してしまったときに、どこへ求人すればいいのかと。自分のところで育成するか、誰か知っている人から紹介してもらおうという形か、報酬に関わってきますから、具体的には就労系でサービス管理責任者が辞めてしまうと大変なことになってしまう。事業所を開設したいけど、サービス管理責任者をどこで求人したら良いかという声をよく耳にする。

基本的には、3,300名のサービス管理責任者がおられるんですよね。現実に事業所がいくつあるか分かりませんが、取られた人で何にもやっていない人をどこで掴んでいるのか。

たぶん、これは市町村推薦だから、市町村で受講された人は全部掴んでいるんじゃないかと思って、例えばサービス管理責任者が退職されてまた新しい事業所をやりたいうけどというときに、サービス管理責任者は市町村に照会をしていただくとか、名簿を見せていただくとか、それで当たるというのは可能なんじゃないでしょうか。

また、そういうことをやはり進めていかないと、サービス管理責任者を自分のところで養成すると退職して、翌年養成すると一年間は70%の報酬しか出てこないと思うんです。死活問題としてサービス管理責任者のことがありますので、なんとかいい

求人の方法をシステムとして作っていただけるとありがたいなという声をよく聞きますので、御検討をお願いします。

#### 小島委員

以前、同じような話で、相談支援専門員が研修は受けるんだけど、その後どれくらい従事しているかという話もありまして、研修後の追跡調査をしていただいたこともあるんですが、そのような調査が今までサービス管理責任者のほうでどうなっているのかというのは把握していないんですけども、例えばそういうところから始めるとか。

システムとなりますとどこまでという話にもなりますし、具体的なアイデアもないんですけども、そういうことに向かって動いていくことはありなのかなあと思いながら聞いておりました。

#### 高橋会長

事務局の方から何かありますでしょうか。

相談支援専門員については調査をして、3割くらいという結果だったと思います。

#### 立花課長補佐

サービス管理責任者のほうは、特段追跡調査というのはやっていないんですが、梅村委員仰られたように3, 345名の修了者がいらっしゃってて、事業所数はこんなに多くはない。どこかでやられていない方がいらっしゃるのだろうということでございます。

介護職、介護支援の方の定着率の問題にも関わってくると思うんですが、しっかりと報酬を算定してそれだけの手当がお支払いできるような形で、報酬のほうを適切に算定できるような仕組みにして欲しいという国に対しての要望等は県の方としてもさせていたいただいているところでございます。

求人システムについては、看護職の人材バンクのような形もあるとは思っているので、いろいろ研究をさせていただきたいと思います。

#### 高橋会長

重要な問題かなあと思います。

#### 松下委員

御指摘いただいているサービス管理責任者児童分野を担っておりますが、ちょうど昨日、すべてのサービス管理責任者・児童発達管理責任者の講師を集めた打合せが終わりまして、今、委員の言われたスケジュールの変更について進めようとしております。

す。

一番遅かったのが児童の分野で、1月、2月が終了でしたので、そういう意味では減算の期間が長くなるというデメリットがあります。これを12月までに全て終了するというので、特に就労と児童の分野が大きく変わることになりますが、講師サイドとしては大きな異論は感じておりません。

準備が前倒しになるということになりますので、前もってスケジュールを組んでいくことになれば、十分対応できるだろうと。

ただ、御指摘のように、一つの中で4回、5回研修が重なっていくことになりますのでそのあたりの準備と、御指摘のとおり、会場がないということ。

児童分野で言えば3回演習を実施しますけれども、そのうち1回は概ね全て名古屋市の方ということがありますので、一つは名古屋市を対象とした演習をやろうとして、名古屋市の会場をお借りするという形で調整を、準備のほうをしていただいております。

おおよそ改正された内容を27年度にやっていく腹づもりで、講師側としてはおりますという補足説明をさせていただきたいと思います。

### 高橋会長

ありがとうございました。

福祉事業もきちんとした質を担保しないといけない。事業の安定性という面では、サービス管理責任者は重要ななと思いますので、分かる範囲で、現状を把握していただけたらなあと思います。それから、最後の自立支援協議会くらいで報告いただければと思いますので、よろしくお願いします。事業も人なりで。

他にありますでしょうか。

### 三宅委員

強度行動障害支援者養成研修で先日、その報告会に参加させていただきましたありがとうございます。

内容を聞いていて、内容は本当に初任者向けの内容だったかと思いますが、せっかく国研修を受けていらっしやって、それで今年度、その後の研修がなくて終わってしまうというのはとてももったいないという気がして、先ほどいつまで注視という御意見ありましたけども、是非、国研修の部分を今年度でも研修として展開していただければと思います。

### 立花課長補佐

今回3名の方に国研修に行ってくださいまして、せっかく愛知県としてそういった

人材をストックしていくということになりますので、小島部会長のほうからもお話しいただきましたが、サービス管理責任者研修の合同研修の中に、強度行動障害に係る研修のコマを入れていくということを予定しております。

また、その強度行動障害というのは虐待防止と両輪で対策を取って行かなければならないということもございまして、虐待防止の研修も県のほうでやっておりますが、そちらのほうに強度行動障害に係る内容を入れていきたいと検討しているところです。

既存の研修の枠組みの中で、入れられるものはしっかり入れていって、強度行動障害の国研修にいった方々の活用も図りながらやっていきたいと思っております。

ただ、国研修は2日間の日程で行うもので非常にボリュームのある研修なものですから、今年度、この国研修と同じカリキュラムを県のほうで行うというのはちょっと難しい状況でございまして、また来年度以降なるべく何らかの方法で国研修と同じようなカリキュラムで実施できればと考えております。

## 高橋会長

この件については、しっかり一つお願いします。

対象となるのは、自閉症を始めとする発達障害の方が強度行動障害では多いかなあと。そして強度行動障害の人材育成には医療が欠かせないかなあと思ったりもします。

そうしますと、県の発達障害者支援センターと愛知県コロニーの中央病院の精神科との連携、その辺のところもきちんと踏まえたいうで研修を実施していただければと思いますのでよろしくお願いします。

次に移らせていただきたいと思います。

両部会の部会長さん、ありがとうございました。

## 議題（２）第４期愛知県障害福祉計画の策定について

資料３－１ 第３期障害福祉計画と第４期障害福祉計画の比較

資料３－２ 第４期愛知県障害福祉計画の概要について

資料３－３ 第４期愛知県障害福祉計画（素案）

参考資料３－Ａ 「第２回第４期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ」（平成 26 年 9 月 26 日）意見の概要

参考資料３－Ｂ 「第１回愛知県障害者施策審議会」（平成 26 年 7 月 31 日）意見の概要

参考資料３－Ｃ 「第１回第４期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ」（平

成 26 年 7 月 10 日) 意見の概要

参考資料 3-D 障害者支援施設入所者年齢区分・障害支援区分及び生活介護（施設入所支援実施していない事業所）年齢区分・障害支援区分

参考資料 3-E 愛知県地方精神保健福祉審議会（平成 26 年 9 月 4 日） 資料

## 高橋会長

続きまして、議題の 2 に移らさせていただきます。議題 2 は第 4 期愛知県障害者福祉計画の策定についてです。

この障害福祉計画は、総合支援法において自立支援協議会の意見を聞くということになっております。自立支援協議会の役割は非常に大きいということであり、是非、御意見がいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局の方から御説明よろしく願いいたします。

〔事務局説明〕

## 加藤主任主査

障害福祉課企画調整グループの加藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは本日の議題でございます第 4 期愛知県障害福祉計画の素案につきまして、御説明させていただきます。

今年の 5 月 15 日に国のほうから基本指針が示されましたことを踏まえまして、愛知県障害者施策審議会及びその下に設置いたしました障害者福祉計画策定ワーキンググループでもこれまで御議論いただき、御意見、御提案をいただいておりますが、今回この愛知県自立支援協議会におきましても、素案につきまして御説明をさせていただきます。御意見、御提案等をお願いしたいと存じます。

なお、今後、各市町村についてのサービス見込み量等については、各自治体に照会することを考えておりますので、その部分については資料のほうに記載しておりませんので、よろしく願いいたします。

資料の 3-1、こちらはちょっと細かい字で申し訳ありませんが、A 3 の資料になっている資料でございますが、こちらにつきましては第 3 期の障害福祉計画と第 4 期の障害福祉計画の比較につきまして、国の基本指針に則して、作成いたしました資料でございます。

また、A 4 の資料になりますけれども、資料の 3-2 につきましては、概要版となっております。これから説明させていただきます資料 3-3 の概要となっております。説明につきましては時間の関係もございまして、資料 3-3 のほうを御覧いただきたいと思っております。

この資料 3-3、9 月下旬に障害者施策審議会のワーキンググループで御議論いただいた資料になります。そちらの資料に基づきまして、説明させていただきますが、

まず1ページでございます。1ページが第1章、計画策定の趣旨ということになっております。5月15日に厚生労働省から示されました国の基本指針に則しまして、障害者総合支援法に基づきまして、策定していくということでございます。期間としては平成27年度からの3年間ということになっております。

2ページからが第2章、本県の現状でございます。本県の人口構成としましては、年々総人口は増えております。平成17年と比較いたしまして、2.4%の増となっており、65歳以上の割合が高まっております。そして障害者の状況につきましては、知的障害者の方、そして精神障害者の方が年々増えておりまして、数としましては、精神障害者の方におかれましては平成18年と比べ2.1倍という数字になっております。

サービスの利用状況につきましては、この章の各ページの表の数字のとおりでございますが、精神障害者保健福祉手帳の構成を御覧いただきますと、8ページになりますが、名古屋市におかれましては、精神障害者保健福祉手帳の構成割合が人口に比べて少し高いという状況になっております。

続きまして、この素案の第3章が、12ページからということになっております。計画の基本的な考え方ということでございまして、この愛知県の第4期の計画につきましては、障害者基本法の目的規定の内容のとおり、すべての県民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人権と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現を基本理念といたします。

基本的考え方につきましては、障害のある方が、地域で自立した生活を営むことができるように、5つの考え方のもとに取り組んで参ります。12ページから13ページに丸で数字の示してあるところが、その基本的考え方でありまして、1番、県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします。2番、希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします。3番、グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進いたします。4番、福祉施設から一般就労への移行を推進します。5番、障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを目指します。ということが基本的考え方で進めて参りたいと考えております。

続きまして14ページを御覧ください。4番、市町村との連携でございます。障害福祉サービスの基盤整備を着実に進めるため、市町村と協働して障害保健福祉圏域単位での課題を整理いたしまして、平成29年度における障害福祉サービスの種類及び量の見通しを明らかにして、年次ごとに見込んだサービス見込み量に沿いまして適切かつ着実な整備を推進していきます。サービス見込み量につきましては、市町村に照会のうえ、見込んで参ります。5番、区域の設定でございます。区域の設定につきましては、15ページと16ページに記載させていただいておりますが、現在でもそうですが、12の広域的単位である障害保健福祉圏域を設定いたしまして、地域間の格

差が生じないようなサービス提供の体制作りを進めていくことが必要でございます。

続きまして、17ページでございます。第4章でございますが、地域生活移行についての成果目標の設定と取り組み施策ということで、今回の障害福祉計画から目標ということにつきまして成果目標という考え方に基きまして進めていくという指針になっておりますのでよろしくお願いいたします。まず一番の、福祉施設の入所者の地域生活への移行でございます。これまでの第1期から第3期までの評価でございますが、平成25年度までの地域移行者の累計は545人となっております、平成20年度をピークに減少傾向でございます。こちらにつきましては、目標数値に対しまして、18ページですけれども、1,316人という数字に対しまして、大きく実績が至っていないという状況でございます。

参考資料の3-Dをお願いします。第1回のワーキンググループで御意見をいただきました施設入所者の方々が高齢であったり重度化になったりという状況が地域移行を難しくしているということについての、参考資料でございます。

障害者の施設入所をしてみえる方と、施設入所ではなくて、日中系の生活介護事業で、夜間は施設入所のない生活介護の事業所に通所されている方を比較したものでございまして、施設入所されてみえる方の年齢区分や支援区分のほうが高い割合ということではありますけれども、右側の生活介護の利用者さんでも区分6という利用者の方が一番高く、年齢は、40代・30代の方が多い状況であります。そういった、これから日中の生活介護を利用されてみえる方で支援区分が高い方が、今後、年齢を重ねられていかれても、訪問系や日中系のサービス等を利用することにより、今後も地域で生活を継続していける基盤整備を推進していくことも大切かと存じますので、御報告させていただきます。

それでは資料の3-3に戻っていただきまして、19ページになりますが、福祉施設の入所者の地域生活への移行の成果目標の目標数値として、国の基本指針に則しまして、平成25年度末と比較して、4%の158人の削減、国の指針に則した12%の削減と、未達成と予測される16.7%の、合わせて28.7%の方々が平成26年度末までに地域移行するという、1,137人を目標値として挙げさせていただいております。

本計画期間の取組でございますけれども、20ページ以降になりますが、相談支援専門員やサービス管理責任者等研修を実施いたしまして、地域生活移行に向けた取り組みを支援して参ります。そして、報酬単価の設定につきましては、施設定員の区分によりまして、定員の少ない40人以下の定員区分が、高く設定されているということにつきましても、周知を図って参りまして、各施設におかれて、収支ですとか人員体制等につきまして検討を進めていただくということについて、支援をして参ります。

また、先ほども御説明申し上げましたが、今年から展開させていただいております、グループホームの開設から運営までをサポートいたしますグループホーム整備促進

支援制度を推進いたしまして、既存の戸建て住宅や公営住宅を活用したグループホームの整備を促進して参ります。

また21ページのほうになりますが、登録喀痰吸引事業者の整備を促進して、相談支援に関するアドバイザーを設置して、本日もお越しいただいておりますけれども、地域で対応困難な事例や専門分野に関わる助言、相談支援事業所のスキルアップに向けた指導を行うなど行っていただきまして、相談支援体制の充実も図って参りたいと考えております。

続きまして、24ページでございますが、2番の入院中の精神障害者の地域生活移行ということでございます。平成25年度調査につきましては、これは国の調査ですが、1年未満の入院者の平均退院率につきましては、75.5%ということで、第3期の計画につきましては、76%という目標数値だったんですけれども、ほぼ達成しています。第4期計画におきましては、国が成果目標を変えて、26ページの右上のほうに目標値というのがございますけれども、①平成29年度における入院後、3か月経過時点の退院率64%、そして平成29年度における入院後、一年経過時点の退院率91%、平成29年度6月末時点における長期在院者数の平成24年6月末の時点からの減少率を18%と、目標数値を国の基本指針に則しまして、目標としていただいております。

なお、今回御説明申し上げることはできませんが、9月4日に開催されました愛知県の地方精神保健福祉審議会の資料につきましても、参考資料3-1と右上のほうに記載させていただきまして、配布させていただいているものですから、こちらにつきましては地域移行の取組、グループホーム整備促進支援制度のことにつきまして、議論されたものに関する資料になりますので、また御参照いただきますよう申し上げます。

28ページ、地域福祉と医療の連携強化による地域移行促進及び県の取組の概念図ということですが、保健所が全体のコーディネートを行うという形での概念図を示させていただきます。

また少し戻っていただきまして、26ページになりますが、精神障害者の地域移行に関する取組につきまして、まず地域生活移行に向けた支援といたしまして、保健所のスタッフが医療と福祉を結びつけるコーディネーターの役割を果たしつつ、指定相談支援事業所や精神科病院のケースワーカー等と連携しながら、継続的な相談支援を行って、スムーズに地域移行に取り組めるよう、支援を推進して参ります。

また、27ページになりますが、住まいの場の確保として、グループホームの整備促進を進めて参ります。そして日中活動の場の確保、地域定着のための支援、地域における理解の促進についても、こころの健康フェスティバルを開催するなど、地域福祉と医療の連携強化を図って参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、29ページになります。今回、国が新しく基本指針で打ち出して参り

ました成果目標の、地域生活支援拠点の整備ということでございます。国の基本指針におきましては、グループホーム等の居住支援機能とコーディネーターやショートステイといった、地域支援機能を持った地域生活支援拠点を市町村または各障害保健福祉圏域に平成29年度末までに少なくとも一つ整備をするということを基本とするとされております。今後、各自治体に計画の方針につきまして確認をいたしまして、地域の個別の状況に応じてどのように整備していくのか、支援して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、30ページをお願いいたします。福祉施設から一般就労への移行につきまして、30ページの下の方の記載になりますが、第3期計画の目標数値でございます平成26年度における一般就労へ移行される方の目標数値480に対しまして、平成24年度585人、平成25年度715人ということで、目標数値を上回って現在推移しております。

続きまして、33ページをお願いいたします。第4期障害福祉計画につきましては、国の基本指針に則しまして、成果目標を平成29年度における一般就労移行者数を、平成24年度実績の2倍の、1,178人を成果目標として設定いたします。

続きまして、平成29年度における就労移行支援事業所利用者数を25年度末実績の6割増ということで、2,374人。そして、就労移行支援事業所におきまして、3割以上の就労移行率を達成する事業所の割合が、全体の5割以上となることを目標として設定いたします。これらにつきまして、サービス管理責任者等研修や事業所への説明会を通して、サービスの質の確保や責任者の養成に努めて参ります。

また、34ページですが、県の障害者職業能力開発施設において、障害者のニーズに対応した実践的かつ効果的な訓練の実施に努めることともに、多様な委託訓練の充実を図って参ります。事業主を対象といたしましたセミナーの開催、障害者就職面接会など、こちらは愛知労働局と産業労働部等の連携におきまして行って参ります。また、障害者就業・生活支援センターと地域経済団体との連携を強化し、就労及び定着につきましても推進して参ります。障害の状況等により、一般就労に移行することが困難な人が働く場を確保するため、就労継続支援事業者の確保及び育成にも努めて参ります。

続きまして、35ページになりますが、障害者優先調達推進法の規定により策定する調達方針に基づきまして、障害者就労支援施設等が供給する物品や役務の優先発注の促進を進めまして、福祉施設利用者の工賃水準の改善、就労意欲の向上を図るとともに、技術を高める等、一般就労へ繋がる取組を推進して参ります。そして、公共職業安定所、愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の支援や、これらの支援機関が実施いたします雇用施策を障害のある方に積極的に活用していただくことが必要です。また産業労働部と一層連携を図り、国機関の愛知労働局や、愛知障害者職業センター等とも連携を強化いたしまして、それらの関係機関と連携いた

しながら、平成29年度における障害者雇用に関する数値目標を設定し、37ページになります。福祉施設から一般就労への計画的かつ確実な移行を進めて参ります。平成24年度実績の就労移行者の実績の2倍の1,178人に、平成29年度における就労移行支援事業利用者数の目標とすることを踏まえまして、一番下の、障害者就業生活支援センターにおきましては、一般就労に移行するすべての方が、障害者就業生活支援センターによる支援を受けるということで、目標数値を挙げさせていただいております。また、その他の数字につきましては、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業の利用者、一般就労見込み数ですとか、公共職業安定所におけるチーム支援における福祉施設利用者の支援につきましては、平成24年度実績の2倍の数値を目標として挙げさせていただいております。

続きまして、第5章のほうの、障害福祉サービスの見込み量と確保策につきまして、39ページをお願いします。訪問系サービスにつきまして40ページ、日中活動系サービスにおいて42ページ、居住系サービスにつきましては49ページ、相談支援につきましては53ページにおいて、記載させていただいておりますけれども、ただ、これから各市町村が見込む数値を照会いたしまして、把握し、各数値について見込んで参りたいと思っております。

47ページで、短期入所、ショートステイというのが下の方に説明がございますけれども、こちらの文章については、適切な表現に修正させていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

続きまして、57ページをお願いいたします。新しく、障害児の支援サービスにつきまして、国の指針で、義務ではございませんけれども、記載すべきという形ですので、取り上げさせていただいております。障害児支援につきましては、児童発達支援センターを地域における中核施設といたしまして、教育委員会等関係機関、子育て関係部局等と連携をして、障害児支援に取り組んで参ります。

また、今年度策定予定の、子育ての支援計画とも連携を図って参りたいと思っております。児童発達支援をはじめ、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援といった通所型のサービスですとか、障害児相談支援につきましても、今後各自自治体に今後の見込み量について照会をして、サービス見込み量を把握していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターにつきまして、58ページから59ページに記載させていただいております。医療型障害児の入所支援及び福祉型の障害児入所支援につきまして、60ページ、61ページで定員等記載させていただいております。

コロニーのこばと学園におきましては、平成27年度に120人の定員として再編をして開始する予定であります。また、第二青い鳥学園におきましても、平成27年度に移転のうえ、重心90名、肢体不自由50名で移転開始予定でございます。重心

の施設におきましては、18歳以上の方につきましては、障害福祉サービスの療養介護という形を利用して入所してみえます。こちらに記載させていただいている定員数につきましては、障害児の集計をした数値となります。

コロニー再編整備、重心障害児者に対する支援体制整備につきましては、62ページ以降になります。コロニーの再編整備につきまして、今後、療育医療総合センター（仮称）といたしまして、医療支援部門と地域療育支援部門とで構成して整備をして参ります。医療支援部門につきましては、重心療育支援ネットワーク、発達障害医療ネットワークを構築して参ります。

重症心身障害者に対する支援体制の整備といたしましては、第二青い鳥学園の改築に合わせました重症心身障害児者のための病床の整備や、障害者福祉減税基金を活用いたしました民間の法人によります重症心身障害児者の施設の整備によりまして地域での拠点を整備していく必要があります。63ページに記載させていただいております。

また、今年度、障害児者の重心の実態調査を実施いたしまして、今後その結果に基づきまして、実態調査の結果を踏まえまして、今後の支援体制のありかたについても、検討して参ります。

続きまして、65ページ以降の、7、障害保健福祉圏域の現状とサービス見込み量につきまして、こちらはこれから各自治体にサービス見込み量を照会して参りますが、現在の状況でいきますと、サービスの利用につきまして、圏域外の事業所を利用している圏域につきましては、尾張中部圏域、尾張東部圏域、海部圏域等が高い状況となっております。

続きまして、第6章、93ページのほうを御覧ください。指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保または資質向上並びに指定障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置でございます。

まず、サービス提供に係る人材の育成ということで、マルのところ記載してございますが、サービス管理責任者等研修、相談支援専門員の研修、福祉施設事業所職員の研修の実施、福祉の場で働く人材の確保、訪問系サービス従業者養成研修の実施、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成を進めて参ります。2番になりますが、サービス提供事業者に対する第三者評価といたしまして、集団指導等の場で、第三者評価制度の実施を促しまして、また、周知を図って推進して参りたいと考えております。3番の障害のある人の権利擁護でございますが、愛知県障害者権利擁護センターを県では設置いたしまして、市町村では障害者虐待防止センターを中心として、関係団体とのネットワークを構築して、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発防止に努める体制を整備して参ります。また、サービス事業者に対する指導、監督、市町村に対する助言、指導、適切な苦情解決、成年後見制度の活用等、権利擁護の推進、偏見差別の意識の解消につきましても図って参ります。

続きまして、97ページ、第7章、県の地域生活支援事業の実施に関する事項でございます。地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、意思疎通支援等、障害のある方が、安心して自立した地域生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村が主体となって実施するものでございますが、県におきましては、特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要となる事業、指導者育成事業を実施することとされております。

まず、1番、専門性の高い相談支援事業、97ページの下のほうでございます。発達障害者支援センター運営事業、相談支援人材育成、情報発信、普及啓発等を実施いたしまして、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう関係機関との連携強化に努め、総合的な支援体制整備を進めて参ります。

98ページ、高次脳機能障害及び関連機能障害支援普及事業につきましては、名古屋市総合リハビリテーションセンターを県内の支援拠点といたしまして、専門性の高い相談支援、地域支援ネットワークの充実、支援手法等に関する研修等を実施して参ります。

続きまして、99ページの(3)障害児等療育支援事業でございますが、県内13か所の支援拠点施設におきまして、在宅の障害児者の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等を受けられるよう、専門員、スタッフが地域を巡回したり、外来による保護者、障害児者、関係者に療育指導や助言を実施して参ります。

(4)障害者就業生活支援センターの運営事業でございます。各障害保健福祉圏域12か所に整備いたしまして、職場定着が困難な障害のある方等に対しまして、就業面、生活面での一体的な支援を推進して参ります。

続きまして、100ページになります。専門性の高い意思疎通支援を行うものの養成、派遣でございます。

## 高橋会長

すみません。従来から行われている事業については簡単に説明していただいて、新しくする事業や変わるところを中心にお願ひします。

## 加藤主任主査

(1)手話通訳者養成研修事業から(7)意思疎通を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業につきまして推進して参ります。

続きまして、3番の広域的な支援事業でございます。(1)相談支援体制整備事業といたしまして、相談支援体制整備事業を行って参ります。こちらにつきましては、名古屋圏域を除く各圏域におきまして、アドバイザー及び専門アドバイザーを設置いたしまして、市町村や地域の相談支援事業所からの要請に基づいて、地域でのネットワークの構築に向けた指導調整や、地域単独では対応困難な事例につきまして助言等

行って参りまして、相談支援事業のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を引き続き行って参ります。

また、愛知県障害者自立支援協議会についても行って参りまして、今後も施策を推進して参りたいと思います。

続きまして、精神障害者地域生活支援広域調整事業でございます。こちらは今回新しく記載させていただきました事業でございます。保健所で精神障害者地域精神保健福祉推進協議会を開催いたしまして、精神の障害のある方の地域移行支援の体制整備に努めて参ります。また、ピアサポーターの活用、アウトリーチ訪問支援事業につきましても取り組むように努めて参ります。

4番の(1)からでございますが、障害支援区分認定調査員等研修事業、(2)相談支援従事者等の研修事業につきましては、引き続き進めて参ります。

103ページのほうになりまして、盲人ホーム事業ですとか身体障害者補助犬育成事業、生活拠点事業等、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業につきましても、引き続き推進して参ります。(8)は新しく記載させていただいた内容でございますが、聴覚障害者の情報提供施設事業についても、運営を予定して参ります。

今回、こちらのほうには記載させていただいておりませんが、障害者の芸術に関する、アートに関する事業についても、取り組む旨を記載して参りたいと考えております。

104ページの第8章をお願いいたします。計画の推進について、でございます。障害者施策審議会において、施策の実施状況について十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の方向を踏まえながら、分析及び評価を行います。また、県の自立支援協議会にも、計画の実績報告を行いまして、今後の計画の推進に向けた意見をお聞きし、構成機関での審議をPDCAサイクルということで組み込みまして、着実な推進を図って参ります。また、市町村、愛知労働局等の関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、子育て担当部局との連携も必要となって参りましたので記載させていただきまして、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関等、障害のある方の自立と社会参画に関わる関係者の御意見をお聞きしながら連携協働して進めて参ります。

最後になりますが、資料といたしまして、参考資料3-B、3-Cと記載しております資料を添付させていただいておりますけれども、こちらが第1回の愛知県障害者施策審議会、第1回のワーキンググループにおいて頂きました御意見をお示しさせていただいております。3-Bと3-Cの御意見を踏まえまして、今日の素案を作成させていただいております。また、9月に行われました第2回のワーキンググループの御意見につきましても、今後、それらの意見の概要をお示しさせていただき、今後、案の作成に向けて、検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

長くなってしましまして申し訳ございません。以上が、こちらの素案についての説明でございますので、御意見、御提案等よろしくお願い致します。

**高橋会長**

第4期の計画について、御説明をいただきました。ただいまの御説明について、御質問、御意見ありませんでしょうか。

**廣田委員**

廣田です。よろしくお願いします。

一点だけなんです、ピアサポートの件で少しお伺いしたいです。具体的に県としてピアサポートの支援対象とか研修会を行われる予定はあるのでしょうか。101ページ4(2)のイのところですか。

**渡辺室長補佐**

こころの健康推進室の渡辺です。ピアサポートにつきましては、有用な事業だと考えております。今後、具体的にどのような形で進めていくのか検討していくという状況でありますので、よろしくお願いいたします。

**高橋会長**

それについては、直接、当事者の方などの御意見も反映されることになっておりますか。

**渡辺室長補佐**

ピアサポートについては、まだ具体的なところはこれから検討して進めていくという段階でございます。予算的な措置も必要になってまいりますので、そこら辺の裏付けも必要になってまいりますので、順次進めていきたいと思っております。

**高橋会長**

これでよろしいでしょうか。

**廣田委員**

是非お願いします。

**高橋会長**

他によろしいでしょうか。

**三浦委員**

99ページになりますが、障害者の就業・生活支援センターの運営事業の方であり

ますけれども、現在12か所ということですね。次のページのサービス見込み量が29年度に600人増えているんですが、実施箇所数としては増えていないんです。これは障害者の方が就労していくための生活の支援というのは、必要なわけですけど、遠くにしか支援センターがないというのが現状でありますので、12か所は利用者数が増えていく割には箇所数が増えていない。

そこが不満なんですけど、もう少し身近な地域にこういった就業・生活支援センターがあると本当に使いやすいという声も聞きますので、これについて、ちょっと検討していただくとありがたいなと思います。

以上です。

### 高橋会長

いかがでしょうか。

### 八木課長補佐

障害者就業・生活支援センターを、通称、ナカポツセンターと呼んでおりますが、県としては目標を、圏域に1か所と言うことで、今年度で達成しまして、基本的には引き続きこの箇所数で考えております。なかなか予算の話もありますので、増やせませつかさという話はちょっと難しいと思います。

労働局さんとも連携をしてやっておりますけども、労働局さんのほうは、相談員さんについて、基本は就業相談で労働局さんが2名、生活相談のほうで障害福祉課の方で1名という配置で、3名でやっていただいておりますが、実績などを踏まえて、年々労働局さんのほうで相談員さんを増やしていただいております。ナカポツセンターのほうで、直接、障害者の方のほうへ出向いて行かれたりとか、そういう形で支援をされているふうに聞いておりますので、今、ここを増やすということは、なかなか難しいのではないかと考えております。

### 高橋会長

労働局さんの方で就労支援における、地域の仕組み作りはどうするのか。そのセンターとして、こういうナカポツセンターがあるわけです。

そのことについてのお考えは、どのように考えていますか。その辺が重要な問題。広域的にやっても、うまくいかない問題でもありますし、どういうふうに活用して仕組みを作るかについての愛知労働局さんのお考えがあれば、仰っていただければなあと思います。

### 川本委員代理

本日、本来の委員であります、愛知労働局職業対策課長吉田の代理で出席しており

ます、障害者担当官で川本と申します。

今、八木課長補佐が仰ったように、本年、4月で12福祉圏域すべてにナカポツセンターが完備されたということで、ハローワークが県下16か所ございますが、福祉圏域とは管轄区域としては一致はしていないんですけど、ハローワークとナカポツセンターとのより強い連携のもとに、チーム支援を中心に、就労支援を続行していくこととなります。

ナカポツセンターを増やすということに関しましては、ようやく12福祉圏域に出揃って、これからの推移を見て考えていかなくちゃいけないというタイミングを見ながら、情勢も見て、検討をしていくことに、もしかしたらなっていくのかもしれない。

今は、八木補佐同様、私の口からも、検討するということまでのレベルのことではないと認識をしております。

### 高橋会長

具体的にどういうふうに地域の仕組み作りを進めて行かれるのか。そこがなんとなく今まではっきりしなかったもんですから。これは県の事業と言うよりは労働局さんの事業になりますから。

### 川本委員代理

そうですね。ハローワークとナカポツセンターとの強い連携を、今までも連携は築いているんですが、より強い連携を持ちながら、一人の仕事を探している障害者の方、例えばナカポツセンターを利用していらっしゃる方を、ハローワークとも連携をもって、就職支援から、就職できた際の職場定着まで、一貫した支援を行っていただくか、その、より強い連携を進めていくということですか。

### 高橋会長

どういうふうに進めていくのか。具体的な方策がないと。

12圏域全部に同じように徹底できない問題だと思いますので、そのところが問題かなあとしますので、御検討をお願いします。

### 川本委員代理

分かりました。

### 高橋会長

それと、すべての12圏域に整備したというのは、これは達成率としては高いのかどうかということをもし分かれば教えていただければと思います。高ければ、よく頑張っているということになるし、低ければ、まだまだ不足しているということになる。

そこのところをもう少し相対的に評価があれば、議論は収まるのかなと思ったりもするんですね。

その辺、データはないですか。

#### 八木課長補佐

そうですね、ちょっと今持ち合わせておりませんので、一度調べてみまして、また分かってきましたら、次回報告させていただきたいと思います。

#### 高橋会長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他にありますでしょうか。

どうぞ。

#### 高柳委員

愛家連の高柳と言います。全体3か年の27、28、29の計画が意欲的というか、過渡期、今までの第3期の計画と、それから後の第5期からすると、第4期の計画が過渡的な、意欲的な計画になり得るなあということを感じました。

内容がそうなっているかなあという感想ですが、一点、二点、具体的なところで、101ページの精神障害者のことなんですが、地域精神保健福祉推進協議会を開催し、となっていますが、今まで県の施策として、保健所の障害者との関係というのは少しずつ変わってきたかなあと。前に、自立支援法ができた段階から変わってきたかなあと感じているんですが、これはこの101ページの協議会というのはどういうものですか。

それから、今までずっと説明いただいた中で、ほとんど圏域の問題ばかりだったわけですが、圏域で、私は圏域の数字をいろいろ比べて見ていまして、海部郡のほうもそうかもしれませんが、東三河北部圏域の問題というのは相当大的な問題があるのではないかと、これは特別な手立てが必要ではないかと、南部圏域と一緒にすること、ちょっと問題があると思いますけども、そのくらい大きな問題があるのではないかと、というふうに思いますが、県としてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

#### 高橋会長

どういう問題がありますか。

#### 高柳委員

いろんな問題がありまして、サービスがまったく不足しているということと、地域

が広いので、みなさんが圏域の外へいろいろなものを求めて出て行くという問題やら、圏域の中にそういうものが出来れば一番いいわけですが、圏域をいかにそういう福祉サービスや医療について充実させていくかという問題かと思えます。

#### 高橋会長

どの圏域ですか。

#### 高柳委員

東三河北部圏域ですが、他にも似たところがあるような気がしますけれども。

#### 高橋会長

いくつか御質問が出ましたけれども、いかがでしょうか。

#### 渡辺室長補佐

初めの精神障害者地域精神保健福祉推進協議会につきましては、国の地域生活支援事業の見直しの中で、広域的な支援事業の中のメニューとして考えられたものを具体化していこうということでありまして、こちらに書いてありますとおり、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としまして、地域の行政機関とか福祉サービス事業者の方をお集めして開催して、体制整備を図りたいと考えております。既にこういう形で協議会のほうは開催しているところですが、より一層の充実を図っていきたいというものでございます。

また東三河北部のことで御質問がございました。確かに東三河北部につきましては、過疎地域ということもありまして、他の圏域・地域とは違った状況がありまして、置かれている問題も別というのはこちらとしても承知しております。2次医療圏としましては、東三河北部と南部でそれぞれ分かれているところがございますが、県の方で精神保健の関係を進めていこうとしますと、保健所単位で実施しているというのが実態でございまして、そうしますと、保健所の方も統廃合が進んでおりまして、このことについては新城保健所の方が中心となってやっていくということになりますので、地域に応じた対応等、必要な検討の方を進めていきたいと思っております。

#### 高橋会長

東三河北部圏域、長坂アドバイザーがちょうどみえているので、長坂さんの方から精神障害についてなにかコメントがあれば、お願いしたいですけど。

#### 長坂アドバイザー

はい。問題だ、問題だと言われている北部圏域で仕事をさせてもらっています。社

会資源はないものはないのですけれども、あるものは、フルに使いながら北部の圏域の中で収められるような相談支援の体制を整備してきました。しかし、収まらないものについては、南部圏域とか県を超えて浜松の医療機関などに頼りながら、そこでの生活を皆さんがしているし、我々もそれを支援するという形をとっています。

愛知県の中で特別な地域だというふうには認識しているんですけども、例えばすぐお隣の長野県の飯田を中心とした飯伊圏域というところがあるんですけども、飯田はもともと広域の事務組合というんですか、広域で相談支援を整備してきた関係で、各市町村単位に相談支援の体制ができなかったんです。

ですが、愛知県の場合は、各市町村でということでは相談支援の窓口を作ったりとか、自立支援協議会を機能させたりとかして、新城以北の二町一村、例えば1,300人の豊根村でも、相談員がいて、相談の窓口があって、高齢者の方と一緒に相談を受けるということも多いんですけども、自立支援協議会があってということでは、相談支援の体制整備は、まずまずできたかなあと考えております。そういうなかで、精神の方たちのほうでも、6,000人の町の設楽町直営で地域活動支援センターができました。そこでは、精神の人たちのまず日中の活動の場という取組を始めています。それから4,000人の町の東栄町でも地域活動支援センターを直営で作るということで、町長さんが言うてくださって、来年度、直営でそういう日中の活動の場を作っていくという動きが出て来ています。ゆっくりとではあるんですけども、相談支援の体制整備をしながら、社会資源も本当にゆっくりですが、増えてきているということは、社会資源が皆無ではなくなっているという状況にあると思います。

あと唯一ありますのが、地域性ですので、どうしても移動の問題、交通手段の問題等々、これは障害のある方だけじゃなくて、その地域に暮らすすべての人の問題になると思います。そんなところでよろしいですか。

## 高橋会長

ありがとうございました。

もう後、お一方だけ、どなたか見えれば。

## 手嶋委員

資料の3の1について御質問したいんですが。第3期の障害福祉計画と第4期の障害福祉計画が分かりやすく整理をされておまして、たぶん第4期のほうの障害福祉計画の御説明を時間をかけてしていただいたと思います。

これを読んでおまして、一番上の基本理念のところは、第3期と同じと書かれています。たしかに基本計画は同じでいいと思うんですが、第3期と第4期に何に特色があるのか、ということを示す必要があるのではないかと。それについてはどうお考えなのか。

あと、初めて区域の設定という言葉が出て来ているんですが、第3期の障害福祉計画の項目に区域の設定という文言がないんですね。そして、第4期のほうの右のほうに折れていくと、この説明文章が若干条件規定が入っておりまして、相談支援の種類ごとの見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、と書かれてある。この、区域を定めた場合にとというのは、何を指しているのか御説明いただけないかなということ。

具体的に、ニーズに応じた小規模な町村が広域的な単位を設定して、地域間の格差が生じないようなサービス体制作りというのは、今回示していただいた福祉計画のどこの部分に具体的にあたるのかと言うことを御教示いただきたいなと思うのが3つ目かな。

4つ目の質問が、その下の、特に県の場合、入所施設のお金は大きいと思うんですが、その成果目標のところ、第4期割合が28.7%と書いて、たぶん第3期の達成割合が16.7%と合わせて12%という数字が出て来ているんですが、この12%という数字はどこから出した数字なのか。教えていただけないかと思います。

囲みの1の欄で、4,385人のベースの中に、横の線が切れているところで、1,316と545というのがある。そこは未達成になっていて、同じくくりのベース数字の中で下の部分がほぼ達成となっているので、その読み方を教えていただきたいということです。

以上です。

## 高橋会長

お分かりになりましたかね。

それでは順次、3期と4期の違い、計画の区域の問題、格差、入所施設の問題、そして最後の質問とありましたが。

## 加藤主任主査

企画・調整グループの加藤でございます。

資料の3の1につきましては、これまで7月の第1回ワーキンググループですとか、施策審議会等の、国から示された基本指針に対しまして、こういう比較の状況になりますというのを取り急ぎ作った資料ということでございまして、そちらを見ていただきますと比較ができるかということで、今回、お示しさせていただいた資料になりますので、御了解いただきたいと思います。

その中で、すみません、基本的理念につきましては、一番上のところで第3期障害福祉計画と同じということにつきましては、基本的には障害者基本法に基づく理念を引き続いて、障害のある方、そうでない方が相互に人格と個性を尊重しながら共生する地域社会の実現ということを謳っていこうということを踏まえまして、記載をさせて

いただいて、今回、素案に示させていただいた内容ということでございます。

区域の設定につきましては、すみません、細かいところでこの表現につきましては、国の書かれた内容につきまして、基本指針を踏まえて書かせていただいた内容ですけれども、基本的には12障害保健福祉圏域ということで取組を進めて参りましたこの圏域に引き続き、区域ということで設定いたしました。

東三河北部圏域の話題が出て参りましたが、そういった圏域ごとの取組を進めて参りまして、地域間の格差がないような形を進めて参るということで、例えば、東三河北部圏域では、今、移動に関することがお話に出て参りましたけれども、各市町で移動についての費用を負担して、障害福祉サービスを利用される方について推進されているということもございますので、圏域の課題をそれぞれの圏域で取り組んで参りまして、そういった障害福祉サービスの利用等につきまして推進をしていきたいと思いますという考え方で、12圏域を設定するという考え方ということでございます。

それから、入所施設からの地域移行で、12%というお話をいただきましたが、こちらは国のほうが基本指針で示して参りました数値でございまして、過去の全国的な地域移行された方の比率の伸び具合をみまして、今後、この年度間におきまして、12%というのがだいたい平均的な見込み数字だろうということで12%という数字を出させていただきました。16.7%というのは、愛知県における第3期までの地域移行の数字が、第3期計画までの見込み数を達成していないという比率から、平成26年度も平成25年度と同じような数値で移行した場合につきましては、16.7%がおおよその割合であるだろうと足し込んだ数字でありまして、地域生活移行者数の比率28.7%という計算をしたものでございます。

545人というところは、地域生活移行者のところで未達成というところにつきましては、すみません、地域移行者の数の見込みが545人ということで、見込みが達成できていないというところで、未達成ということです。ほぼ達成という数字につきましては、施設入所者数の削減につきましては、439人の方々を平成17年度の10月1日の数字から削減して、26年度末までにという数字が439人という数字に対しまして、平成25年度末までの福祉施設の入所者数の方の削減数が423人ということで、ほぼ達成ということを平成26年度の7月の最初の施策審議会ですとか、ワーキンググループのところで示させていただいた数字で、第3期障害福祉計画の達成状況を表現させていただいたものとなっておりますのでよろしくお願ひします。

#### 手嶋委員

最後の入所施設に関しては、地域に出た人が達成できてないけれども、入所施設の間を渡った人は増えたよということを仰っていますか。

#### 加藤主任主査

入所施設に入所しておみえになられる方の入所者数が減ったということで、渡ったというのはどういうことか分かりませんが、要するに、現在、障害の入所施設に入所してみえる方の数が、施設の定員を下げるということも踏まえまして、入所しておみえになられる数が減ったということです。

## 高橋会長

いろいろ御意見いただきました。

どうしてもという方、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろみなさん熱心に御議論いただいているのは、ありがたいんですけども、時間が過ぎていきますので、次に行きたいと思います。

それでは報告事項、4件もあるんですね。丁寧に説明されたいと思いますけれども、だいたい見ていただければ分かることもあると思いますので、なるべく簡単に説明をお願いできればなあと考えていますので、順次お願いします。

## 報告事項（１）相談支援アドバイザー会議の検討状況について

### 資料４ 障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について

## 立花課長補佐

障害福祉課相談支援グループ立花と言います。

資料４、障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について、御報告させていただきます。

第１回の会議を５月１６日に開催いたしまして、第１回の会議では、アドバイザー会議における検討・情報共有事項をどんなテーマにするのかについて話し合いました。その結果、中ほどにございます、今年度はサービス等利用計画の質の確保について、また２つ目に、強度行動障害への対応について、検討・情報共有事項として取り上げることといたしました。

そのほか、第１回会議では、報告事項としまして、グループホーム整備促進支援制度の状況、基幹相談支援センターの設置状況に係る調査結果、計画相談の進捗状況等についての報告を行いました。

第１回会議の終了後、検討・情報共有事項としました、①サービス等利用計画の質の確保、②強度行動障害への対応について、各地域アドバイザーが担当圏域内の調査を行いました。

それを受けまして第２回、９月１８日に実施しました会議では、調査結果の情報共

有を行いまして、サービス等利用計画の質の確保について、先進的な取組をしていらっしゃる市町村の事例紹介、強度行動障害の対応について、入所施設が抱える課題について、話し合いを行いました。

そのほかに報告事項としまして、各圏域会議の開催状況、グループホーム整備促進支援制度の開催結果、見学等の準備状況、セルフプランに係る市町村調査結果、平成26年6月までの計画相談実績、コロニー再編整備及びコロニーからの地域移行についての報告をいたしました。

以上です。

## 報告事項（2）計画相談の実施状況について

資料5 計画相談の実施状況について

参考資料5-1 都道府県別計画相談実績（平成26年6月末時点）

### 亀山主査

障害福祉課相談支援グループの亀山です。よろしくお願いたします。

資料5について説明させていただきます。

計画相談の実施状況についてまとめたものを、みなさんにお示ししております。平成26年6月末現在の計画相談の進捗状況の愛知県内版のものでございます。左側が建政順、右側が達成率順になっております。

本日、追加資料で配布させていただきました参考資料5-1を御覧ください。

こちらは、厚生労働省の全国版で集計されたものが関連して参りますので情報提供させていただきます。こちら、障害者総合支援法分、障害者の分の計画相談の進捗状況につきましては、達成率について、愛知県が69.2%と全国47都道府県で一番の成績となっております。児童福祉法分、障害児の分のサービス計画の達成率につきましては、55.0%となりまして、こちらは全国で18番目の数値となっております。

以上で報告を終わります。

## 報告事項（3）愛知県特別支援教育推進計画について

資料6 「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」の進捗状況につ

いて（報告）

愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）リーフレット

### 特別支援教育課山中主査

特別支援教育課の山中でございます。

愛知県特別支援教育推進計画について説明させていただきます。

県教育委員会では、本年3月、特別支援に関する様々な課題を総合的に捉え、中長期的な視点に立った取組の指針になるものとして、愛知県特別支援教育推進計画を策定いたしました。本日、推進計画のリーフレットと、資料6の進捗状況をお配りしております。

まず、リーフレットを御覧ください。表紙の上段に、推進計画の名称とともに、愛称として「愛知・つながりプラン」と記載してございます。その下には「すべての子どもへの適切な支援・指導の充実をめざして」というサブタイトルが記載してございます。

それではリーフレットをお開きください。

真ん中のページの上段、計画期間がでございます。10年程度先を見据えながら、今後重点的に取り組む期間を平成26年度から5年間としております。

計画は3つの大きな柱で構成されておまして、左側の「幼稚園・保育所、小中学校における特別支援教育の推進」、下にあります「高等学校等における特別支援教育の推進」、2つ目の柱が真ん中にあります、「特別支援学校における特別支援教育の推進」、そして最後、3つ目ですが、一番右側にございます、「関係機関と連携した就労支援」でございます。

また、今後の計画の推進管理については、右ページ上段を御覧ください。目標に対する達成状況を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを行って参ります。現在までの進捗状況について説明させていただきます。

資料6を御覧ください。まず、1、中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引き継ぎ率の調査を、4月に行いましたところ、平成24年度末では44%でありましたが、平成25年度末には52%になっております。

次に特別支援学校教諭免許状取得率の向上に向けてであります。2にありますように、平成27年度教員採用試験から特別支援学校教諭免許状取得者に対する特別選考を実施しております。この表に書いてございますように、小中学校教諭につきましては第1次試験の成績に加味し、特別支援学校教諭に関しては、第1次試験の筆記試験に代えて、論文試験が行われたところでございます。

また、3にもございますが、今年度も特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習を実施しております。すみません。資料の訂正をお願いします。80名のところを192名、1.5倍を2.0倍に訂正をお願いします。これが最終の人数でして、昨

年度と比べまして、192名ほど多い先生方が認定講習に応募していただき、中には2倍を超える倍率の講座もあったということです。今後もより一層免許状取得率の向上に向け、取り組んで参りたいと思います。

最後に、人事交流についてですが、表にございますように、それぞれの学校において、人事交流を行っており、活躍いただいております。

以上、簡単に報告させていただきました。

今後も推進計画に基づいて、愛知の特別支援教育を前に進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 報告事項（４）技能五輪・アビリンピックあいち大会 2014 について

### 資料 7 第 52 回技能五輪全国大会・第 35 回全国障害者技能競技大会の概要

#### 技能五輪アビリンピック推進室山田室長補佐

産業労働部技能五輪アビリンピック推進室山田でございます。

私の方からは第 52 回技能五輪全国大会並びに第 35 回全国障害者技能競技大会につきまして説明させていただきます。

両大会につきましても、いよいよ 11 月に開催が迫って参りましたところでございます。お手元の資料の開催日程のほうを御覧いただきたいと思います。

まず障害者の技能五輪大会、通称アビリンピックと呼ばれておりますが、こちらのほうが先行して、11月21日から23日の3日間かけて行われるという日程でございます。それぞれの日にちのプログラムにつきましては、お手元の資料にございますとおり、式典、競技、それから障害者ワークフェアとなっておりますが、これは大会の開催に併せて行われるイベントでございます。

その後に、技能五輪全国大会が11月28日から4日間かけて行われるという日程でございます。そのプログラムにつきましても、お手元の資料のとおりでございます。競技職種種目でございますが、まずもって技能五輪全国大会につきましては、年齢制限がございまして、こちらのほうは満23歳以下の青年技能者の方が出場される。それから全国アビリンピックにつきましては、こちらは下限でございまして、15歳以上の方がお出になるというものでございます。

技能五輪につきましては、グループとしまして機械系、情報系、情報通信系まで様々な41職種で行われる予定でございます。アビリンピックのほうにつきましては、洋裁、家具、DTPからパソコンデータ入力、縫製、木工まで24の種目が行われる予定でございます。

裏面を御覧いただきますと、それぞれの競技会場の記載がございます。技能五輪全国大会につきましては、8つの市、会場数としまして、13会場で行われる予定でございます。名古屋地区のほうにつきましては、中小企業振興会館、吹上ホールを中心に行われます。尾張のほうにつきましても春日井、小牧、豊明で、それぞれ行われます。西三河のほうにつきましても、岡崎のほうで、東三河につきましても、豊橋のほうということで、本大会はこうした分散型という形になりますが、通常、従前の大会ですと、2、3の会場設定で行われるのが多いパターンでございまして、県内広く取った会場にさせていただきましたのが本大会の特徴の一つでございます。

アビリンピックのほうにつきましては、一か所での集中開催ということで、式典、競技ともども港区にございます、名古屋市国際展示場のほうで開催されます。

なお、それぞれの参加選手につきましては、技能五輪のほうにつきましては、約1,200名の方が全国から参加されます。うち、愛知県選手につきましては、34の職種に230名の方が出場される予定になります。アビリンピックのほうにつきましては、全国から339名の方が、愛知県選手につきましては、21種目に21名の方が出場予定でございます。

式典につきましては、アビリンピックのほうで、今申し上げたポートメッセ名古屋、それから技能五輪大会につきましては愛知県体育館で開催されます。

それから一番最後でございますが、参加者・来場者でございますが、先ほど選手の数を申し上げましたけれども、大会の規模を表す全体の規模としましては、技能五輪につきましては、役員、関係者含めまして、約3,000人。アビリンピックのほうにつきましては、1,500人ということで、直接の関係者の人たちが加わってこういったところでございます。

この大会は一般の方も自由に入場していただける大会でございまして、一般の方も含めまして、概ね18万人以上の方に御来場いただきますよう、いろいろなPRなどのイベントを打ちながら、できるだけ多くの方に見ていただきたいと思いますと考えております。こちらからは以上です。

## 高橋会長

ありがとうございました。

時間が過ぎております。一人、誰か、御質問、御意見ありますか。

それではよろしく。簡潔にお願いします。

## 松下委員

お願いです。特別支援教育課さんですけれども、個別の支援計画を進められている

かと思いますが、それぞれの学校の担任の先生方に伺うと、平成24年に示された教育と福祉の連携の一層の推進についてという厚生労働省・文部科学省連名通知を御存知ないという方が非常に多いなという実感を受けていますので、こういった通知が出て、福祉サイド・教育サイドのより一層の連携が必要だということを御周知いただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

## 高橋会長

ありがとうございました。よろしいですかね。

特別支援教育課さん、よろしくをお願いします。

まだこの件については、御意見おありの方もいるかも知れません。障害者相談支援アドバイザーの役割は重要でして、このことについての御意見を伺いたかったんですけども、時間がありません。残念ながら、閉めさせていただきたいと思います。

それでは、だいぶ時間が過ぎて申し訳ありませんでした。以上を持ちまして、愛知県障害者自立支援協議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。